

全国青税連

全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビング303号

電話 03(354)4162

発行人 会長 西川 進

編集人 広報部長 渡辺 雅人

業界を取り巻く厳しい環境に対処

会長 西川 進

一 昭和60年度予算と新税動向

わが国の昭和60年度予算は、52兆4,996億円である。この予算の特徴は、多くの分野で重要な政策の理念や体系の決定をあいまいに、ないしは先に延ばしながら、それでいてカネだけが先に分配されるという不思議な現象がみられたことである。関係者しかカラクリが理解できないような予算編成は、当然に、財政民主主義に反する(日経12/30社説)。

歳出に占める国債費の割合が高まり、防衛関係費やODA(政府開発援助)が突出していく中で電気公社や専売公社の民営化による法人税収入を見越し、経費の先送りや後年度負担による操作で予算案を決定したが、政府自民党は歳出構造の硬直化を是正するには「大型間接税」の導入が必要であると主張してきた。

財政当局は、昭和40年代の半ばから大衆消費新税の導入を企て、EC型付加価値税、一般消費税などを提案してきたが、物価が上る、中小企業に負担がかかる、消費が減退するなど国民各層の反対にあい実現されていない。われわれ全国青年税理士連盟も、さらに税制や税理士制度との関係か

ら検討を加え、いずれも消費新税は、税の基本原理である所得の再分配機能がない、直接税中心に発展してきた税理士制度に悪い影響を与える、などの理由で反対してきた。

今回は、中曾根首相の「シャウプ勧告以来の税制改正に取り組みたい」という表明を受け、自民党内に税制の抜本的改革作業を行う村山達雄元蔵相を座長とする村山調査会が、今秋にも、新税構想を具体化させ、早ければ61年度予算に間に合わせようとする動向である。

これらの動向にわれわれは、税金を扱う職業専門家の団体として、税制についてもっと意見表明をしていく必要がある。又、歳出面にも関心をもっていく必要がある。

二 税理士業界の環境と自営業者

昭和50年代に入ってから、漫性的な財政欠陥の影響を受け、中小納税者に対する徴税攻撃は、基礎控除など6年間の据え置き、印紙税の値上げ、地方税均等割の値上げ等、法律による増税ばかりでなく、適正手続きを欠いた税務調査を含め、非常に厳しくなっている。

われわれは納税者の権利を擁護するという立場

目 次

○業界を取り巻く厳しい環境に対処	1	▷大阪合同青税	高橋 純子	4
○単位会だより	2	▷埼玉青税	田中 保夫	5
▷東京青税	2	○「地方」と青税	羽生 健志	6
▷名古屋青税	3	○牛島税理士訴訟の事実と争点・牛島昭三	7	
▷刈谷・西尾青税	4			

から日夜業務に励んでいる訳だが、職業基盤である納税者数に注目した時、下表のように自営業者の絶対数の減少が目につく。就労者に占める自営業者割合になると5年間で1.36ポイントも下っている。家族従事者に至っては5年間で53万人も減少している。

自営業者が法人成りしているケースも考えられるが、それ以上に事業を閉鎖していく数の方が多い

総理府統計局「労働力調査」

年度	総人口	④ 就労者	④のうち 自営業者	④のうち 家族従事者	④に占める 自営業者割合
1979	11,592	5,596	967	627	17.28
80	11,683	5,650	951	603	16.83
81	11,767	5,707	943	592	16.52
82	11,848	5,774	943	587	16.33
83	11,930	5,889	938	574	15.92

(単位：万人)

労働白書1984年版

いのだろう。経済構造が複雑化していく中でニュービジネスが数多く誕生しているにもかかわらず、このような数字を見ると税理士業界の市場環境の悪さに困惑する。

個人で事業を起こし、法人成りし、日本経済を支えてきた中小企業群の基となる数が減りつづけると我が国経済の将来にも不安を覚える。政府がこの分野に有効な政策をとらないばかりか、今回の商法第三次改正の動向にみられるような中小企業の切捨てや起業の制限からすると、中小事業者には厳しい時期が続くものと思われる。

われわれは、自営業者をはじめとする中小事業者が経済的に成長することを期待し、その手助けをするのが任務である。そのことによって税理士制度が国民から信頼され発展してきたのである。

今後も、中小事業者と共に歩むのが税理士制度の発展につながる大きな要因といえる。(了)

単 位 会 だ よ り

東京 会長 德重 寛之

東京青年税理士連盟の活動報告

全国の青税の皆様、明けましてお目出度うございます。

東京青税は、1月19日(土)に第34回税理士試験合格者祝賀会を開催し、合格者120名、会員60名の出席を得て成功裡に終了することができ、その場で27名の準会員の方が誕生しました。昭和60年度の第一歩として新しい会員の参加を得られたことは今後の当連盟として大きな喜びと、はげみになりました。

東京青税の本年度の執行部は、重点施策として三つの柱をたて活動を続けております。第1には昭和63年の法案成立を目指とした商法改正問題に対する取り組みであります。

ご存知の通り、昭和59年5月に法務省民事局参考官室をもって各界に意見を求めた「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」に対する各界の意見の要約が出来、旧ろう12月12日に商法部会は、第2読会を開催し、本年秋ごろの試案発表に向か、始動いたしました。

当連盟の今回の商法改正に対する基本的な姿勢は、改正の方向が、中小企業者にとり、その経済

活動に制約を受け、大企業者に比して不利な扱いを受けかねないと認識し、改正の方向は、中小企業に対する商法の簡素、合理化と、中小企業の活性につながる法改正であるべきであるとの考えに立脚し、運動を行なっております。

中小企業者に対しては、法改正の危険な動向を理解していただくため「あなたの会社は生き残れるか」という小冊子を発行し、中小企業者と青税会員に配布いたしました。又、日税連の「監査」を積極的に受け入れる姿勢に対しては、商法改正に関するキャンペーン等を行ないその姿勢に批判を加えております。

第2には、組織の拡充、第3には財政基盤の確立があります。この二つは切り離しては考えられない問題です。東京の税理士の数は1万人を超えており、この様な環境の中で、試験に合格した者が、即独立開業が不可能な状況となっており、当連盟も新しい力、フレッシュな頭脳の加入が低下し、年令構成も年令制限を設けていない組織でありますので年々高くなっています。それに伴ない会費収納率も低下するという悪循環となっております。この問題はどの単位青税でも苦慮していることと考えられます。そのため各会員との接触する機会を執行部ができるだけ造ろうというこ

とで今まで税理士会館で行なっていた月例の常任幹事会を29の部会を順次訪問するというシステムで運営しております。その際は青税会員のみならず、試験合格者の方々に青税がどのように運営され、何を行なおうとしているのかを理解してもらうために参集していただき青税への理解と新規会員の加入へと結びつけたいと思っております。

本年度は、東京税理士会の役員選挙の年です。青税に理解のある人、税理士の将来を考える人、そのような人を当選されるべく、東京青税はがんばっていく覚悟ですので、全国の青税の会員の皆様にも是非、応援をいただきたいと思います。

昭和60年代は21世紀へ向けての青税の飛躍の年であるように東京青税は今後とも行動していきたいと考えております。

名古屋

橋 本 博 孔

名古屋青年税理士連盟近況報告

全国の会員の皆さん、明けましてお日出度うございます。昨年は商法で始まり商法で終ったとでも形容できる、商法を中心とした制度問題が集中的に論議され、我々が當日頃標榜している、納税者（＝中小企業）の権利を擁護し、租税を通じて民主主義社会に貢献するという基本精神に基づいて活発な行動を行なってきました。

名青税に於いても、商討委員会を中心にキャンペーン文書を名古屋税理士会全会員を対象として3回配布したのをはじめとして、機関紙の特集として数回にわたって各支部一般会員のナマの声を意識的にとり上げ、会員の総意として、中小企業にとって過大な責任・規制の強化につながる、従って中小企業のためにならない商法改正には反対する運動を現在も続けております。

昨年10月に各界・各団体から寄せられた意見書の集約・整理を手始めとして法務省・商法部会の第2読会も審議が既にはじめられており、また日税連サイドでも（近畿税理士会の動向も含めて）より現実的な、実務的なツメがこれからなされようとしています。今年も昨年以上に重要な、そして、税理士界の良心たる全国青税の力量が問われる年になりそうです。名青税としても、今回は、税理士法改悪反対運動当時とは異なって、本会と敵対することなく、むしろ本会も巻き込んだ協調した活動を展開しており、名古屋税理士会の意見

形成にも小さくない影響力を及ぼすようになっております。これも名青税活動の最近の大きな特徴の一つとなっております。

その他の制度問題としては、昭和46年以来、名古屋国税局管内で試行されている申告内容の確認書（チェックシート）問題については、様々な問題をはらみながら、昨年には更に中小法人用確認書の制度が実行に移されたのに際して、そのねらい、問題点の整理を行なう一方、税理士法上の『税務援助』問題についても過去の歴史的経過・推移を含めて現状の問題点と今後の改善方向を探るべく一般会員向けの小冊子が作成されつつあります。

また最近のトピックとしては、一昨年末、合理的な説明を欠いたまま、税理士試験合格者名簿が公表されず、名青税主催の合格者を祝う会も中止せざるを得なかったのですが、本年は、本会執行部との定例懇談会の議題にも採り上げ、その後も申入れ書の提出を含めて折衝した結果、正式に名簿の入手が可能となり、現在、1月下旬開催に向けて準備中であります。

以上その他、研究活動の一環として研究部を中心に、毎年、秋季シンポジウムが開催され、税理士業務に役立つテーマ（昨年は、路線価をめぐる実証研究、事務所経営改善、今春の定期総会で実演される模擬調査の準備）の研究が継続的に行なわれています。但し、悩みのタネは、他の単位青税でも同様でしょうが、研究時間の制約が相当にきつく、十分に掘り下げた研究、ないしは集団討議が確保されていない、更には毎年メンバーが大巾に入れ替るため、常にフレッシュな新人が青税活動へ参加し仲間意識を高め合うという利点の反面、研究レベルの向上、研究成果の蓄積という面では今もって不十分な状態が続いている次第です。

しかしながら、青税の魅力も（あるいは他人はドロ沼とも云うが）研究活動に支えられているのでしょうから、これからも困難は承知の上で活発に進めていきたいと思っています。

また、会員の親睦・厚生行事として、昨年11月には、過去2年にわたって雨で中止されていた、名青税各支部対抗ソフトボール大会が3年ぶりに行われ、参加者は100名近く、定期総会を上まわる盛況となりました。

最後に、今年は本会の役員選挙の年です。
税理士会の本流は青税にある、ことの意を十分

にふまえて、名青税18年の歴史に恥じないよう、諸先輩とも協力し、我々の力量を遺憾なく發揮し複数の副会長、二ヶタ以上の推せん理事を送り出したいと考えております。

一昨年の名古屋大会には全国各地から多数の会員が御参加いただき、大変ありがとうございました。今年は東北・岩手大会です。また花巻でお会いしましょう。

刈谷・西尾

副代表幹事 小林 逸朗

刈谷・西尾青年税理士クラブの活動報告

当クラブは愛知県西三河地区6市（刈谷、安城、知立、碧南、高浜、西尾）の青年税理士約30名が会員となり、会員相互の親睦、互助、研修並びに税理士制度の発展強化を目的として、各種の活動を行っております。具体的には、親睦として、ソフトボール大会、ボーリング大会、観劇会（前年は杉良太郎ショー、前々年は歌舞伎観劇等と青年税理士クラブとしては、いさかかおじんくさい）、忘年会等を行っています。

研修として、年2～3回ほど、各会員が出された研修テーマについて、先輩の税理士先生を講師として招いたりして研修会を開催しています。

今年は、当地域は農業も活発であり、ハウス栽培も多く、税務署も農家の青色申告を積極的に勧めておりますが、我々税理士は全く不憲のため、農業の青色申告についての研修会を行いました。又、先輩税理士先生の事務所訪問も行い事務所経営のノーハウを教えていただいたりもしています。

全国青年税理士連盟の秋季シンポジウムにも当クラブは、出席する会員には交通費を全額負担し、できるだけ多数の会員を出席させるよう努力をしています。

西三河は、トヨタ自動車の関連企業が多く、比較的恵まれた環境にあり、昔より若手の排外性の性格がありますが、各会員は現在の所、順調であり、当クラブもよくまとまった良いクラブであると自負しております。

以上が当クラブの活動及び現在の状態であります。

大阪合同

兵庫県支部 高橋 純子

アクティブライト青税奮戦記

■ミスキャスト！

『ミスキャストですね。頼む方も頼む方なら、

引き受ける方も引き受ける方だネ。これは、私が大青税だより（近畿二府四県に送付される）を担当することになった、と聞いた人の言葉である。

前年度に、兵庫県支部の支部だよりを担当し、100号記念特集号の発行等、もともとあまりないエネルギーを消耗し尽していた私が、またまた編集の仕事とは……。人に言われるまでもなく、辞退したのは当然のことである。

ところが、私には体調の悪い時や空腹時に頼まれると、強引に断れないという悪癖がある。この時も運悪く疲れぎみであった。弁論大会の優勝者の集まりのような先輩達の、強力な説得につい断りきれず、引き受けることとなった。そして名称も新たに、アクティブライト青税と名付けた。

■つちのこ出現

他支部のことは全く知らず、連盟幹事も初めてという状態である。さて、どうしよう……。知らなければ、これから知れば良い。せっかく何の先入観も持たない者が編集するのである。真っ白なまま、自分をぶつけてしまい。自らそれぞれの支部へ出かけて行けば、お互いのコミュニケーションの中から新たに何かが生まれるのではないだろうか。こんな考え方から、いや單なる好奇心からか、これぞ役得であろうと、各支部を訪問することにした。今までに滋賀一和歌山一奈良一京都一大阪と廻ったが、支部のカラーが全く異なるのである。珍しい地場産業、観光地の穴場、ガイドブックには載っていない食べ物屋さん等々。支部独自の問題点が明確にされることもある。鬼が出るか蛇が出るか、実に楽しみである。時には期待以上の、『つちのこ出現』とあいなって驚かされることもあるが……。

知らなければ、任せれば良い。各支部から2名ずつ編集委員を選出してもらい、支部特集の編集はほとんど支部に任せることで方法をとっている。これにより支部の特色がでるし、私の仕事も楽になる。まさに一石二鳥である。

■ユニークな存在

支部特集と並ぶもう一つの目玉商品はオピニオンである。アクティブライト青税は、会員の生の声がたたかわされる会員のための自由なコミュニケーション誌である。執行部からの上意下達的な機関誌ではない。第一面に掲載されるオピニオンには連盟に対する批判文が多く、とかく話題性がある。

このオピニオンのあり方に対する厳しい批判もあるが、反対に賛同の声も多い。執行部（総務部）が自らの批判文をトップに掲載したものを発行するとは実に愉快である。しかし、それが連盟に対する何らかの訴えであるなら、会員とともにその問題点を考え、連盟をより良くし、より発展させる一助となるのではないだろうか。このようなユニークなアクティブ青税の存在を認めておられる佐藤代幹の大きさに、一会员として私は感謝している。

■ テーマ

アラウンド・ザ・青税——他の青税単位会の紹介文を、その単位会の代表者に執筆していただいている。青税単位会の全国めぐりのページである。

調査立会シリーズ——タイトルがユニークである。「この頁からお読み下さい」「カエルのてんぶらと代理権」等々、ついタイトルにつられて読む気をさそうである。内容は、特徴のある調査立会をされる税理士を訪ね、その方の人となりを紹介しながら、適正手続を、事前通知や理由開示等のテーマ毎に実話によりわかりやすく説明したものである。

なんでもホンネで相談室——事務所経営についての相談を問答形式で本音で語り合うもの。

リレー寄稿——書いてくれるかナ……いいとも！と、執筆者が次の寄稿者を紹介しリレーしていく形式をとっている。原稿のバトンを受けた人が青税未入会員であったため、これを機会に入会されたという大きな副産物もあった。

■ チャレンジ精神

以上のような盛りだくさんの記事を掲載したアクティブ青税は、テーマごとに担当を受け持つて多忙な中を協力して下さる多数の編集委員の支えにより創られたものである。

すでにひかれたレールの上を走るよりも、未知の荒野を耕し、素晴らしい地に出会えるかも知れない新たな道なき道を切開いていきたい。このチャレンジ精神こそ、老人クラブではない青税の、青税たる所以であると思う。

埼 玉

総務部長 田 中 保 夫

埼玉青税の活動について

埼玉青税は第8回定期大会（'84年7月7日）後「埼青税短信」を発行しています。私自身の手書

きによるA4版1ページの、大阪青税さんの「アクティブ」とは月とすっぽん以上の、比較にもならないごくささやかなものですが、少しでも会員間のコミュニケーションをはかろうとの趣旨で発行しているものです。

いま、この「短信」の第1号（8月5日発行）から第5号（12月1日発行）までの「さいたま青税のうごき」欄に載っている内容の一部によって、埼玉青税の活動の一端をご紹介したいと思います。

- 7月20日 全国大会分科会打ち合わせ
- 7月21日～22日 全青税千葉大会 成田ビューホテル 14名参加
- 8月7日 幹事会（第3回） 小黒事務所
- 8月18日 研究月例会 青木会館（川口）
- 8月25日 川越地区第一回例会 13名出席
- 9月8日 川越地区第二回例会 16名出席
- 9月17日 「広報8号」編集会議
- 9月22日 研究月例会 浦和市民会館
- 10月6日 川越地区研究例会
- 10月15日 県連全会員へのアンケート発送作業 玉木事務所 9名参加
- 10月22日 研究例会 浦和市民会館 11名出席
- 11月4日・5日 神奈川、千葉、埼玉三県合同研修旅行。鬼怒川温泉・泊 埼玉14名参加
- 11月10日 川越地区研究例会 9名出席
- 11月10日 幹事会（第5回） 玉木事務所
- 11月17日 全青税秋季シンポジウム 於蕨市民会館 埼玉から18名参加

私たちの活動のあらましは以上のとうりですが、このなかで私たちは、第三次商法改正問題に関する埼玉県連加入の全会員へのアンケート調査の実施と、埼玉ではじめて開かれる全青税秋季シンポジウムの成功を目指して、これらの二つの課題を運動の力点にすえて活動してきました。とりわけアンケート調査の実施は、埼玉県連加入の全税理士が1500名を超えるため、労力・資金ともに微力なわが埼玉青税にとってはその力量の多くを傾注しました。アンケートの回収結果は、その回収率が1割に達しませんでしたが、全国単位税理士会のなかでただ一つ法務省案に「全面賛成」を打ち出した関東信越税理士会のなかで、最も「大世帯」である埼玉県連合会加入の会員に与えた影響は大なるものがあったと自負しています。なお、この

アンケート調査とともに行った寄金要請(1口5000円)には50名をこえる会員からカンパが寄せられ、私たちの活動を暖かく見守ってくれる仲間が沢山いるのだということを強く感じました。

埼玉青税の会員(準会員を含む)は50名をややこえる程度の組織的にはきわめて小さなものです。しかも、月例研究会等に出席する人は全体のすほどで、今後の活動のすすめ方、方法にまだまだ改善すべき多くの智恵が必要です。新会員の力をどれだけ結集できるか、役員人事の問題とからんで、これから重要な課題でもあります。悲愴感にとらわれることなく、さりとて安逸に流されることなくこれからも頑張ってゆきたいと考えています。

「地方」と青税

個人会員 羽生 健志

全青税に個人会員として入会して一年余りになる。私の属する税理士会支部は、青税の未組織地域にある。しかも支部はもちろんのこと県連レベルにおいてすら、青税の会員はほとんど存しない。私の住んでいる「地方」は典型的な保守王国でもある。

青税は全国組織であり、斯界に多人の影響を及ぼし得る民主的税理士団体に成長してきている。しかしながら当該青税を構成する会員の分布に地域的片寄りのある点は、事業推進上一つのマイナス要因となっている点は否めないようである。

もちろん青税としても、その施策の一つに「未組織地域に青税の灯をともす」ことを挙げている。しかしながら、その実現は容易なことではなかろう、というのが「地方」に存する私の実感である。

私自身は、青税の施策について百パーセント賛同するものでもない。しかしながら、一貫して納税者の権利擁護の立場に立ち、闘う同志(税理士)あらば積極的に支援し、また内部批判を含めた自由な討議により会務運営を行なう青税の姿勢については高く評価している。そして少くとも、国民にとって将来の望ましい税務行政のためには、今後青税は伸びなければならないと考えている。

そこで青税にとって、一つの障壁となっている「地方」というものを考えてみよう。

一般的に「地方」の特性として、大都市部に比

最後に、アンケート回答に寄せられた意見欄のなかから、ある婦人税理士の次の文を紹介して、埼玉青税の活動報告を終らさせていただきます。

『あなたの会社は生き残れるか!?』の圖解大変参考になりました。『さいたま青税』をじっくり読ませて頂いたおかげで、なんとなくバク然としていたものが判りかけてきたような気がして(恥しい話ですが)まいりました。

賛否両論をじっくり話し合う。時間をかけて!夫の残していったこの事務所、子供(娘と息子)達が継いでいってくれるであろう10年、20年後のことを考えた上で、充分話し合って下さい。おねがいします。』

以上

して政治的・風土的に保守傾向が強い点があげられる。斯界にあっては、税務官庁出身の税理士の比重が大きく、とりわけ役員会の構成メンバーの相当数が税務官庁出身者によって占められる点が特徴的である。当該会務の運営にあっては、税務署と税理士会との協力体制というものがおのづと前面に押し出される。別の言葉でいえば、税務署と税理士会とが、いかに摩擦をおこすことなく、各々の業務が遂行されるかが重要視されるわけである。このような状況下にあって、常に課税庁に対し一徹した姿勢を貫く青税が、異端視されるのはある意味では当然ともいえよう。

問題は、「地方」においては、多くの税理士が青税に対して誤解と偏見を抱いていることである。一部の税理士は「青税」という言葉を聞いただけで拒絶反応をおこすようである。「地方」ではいまもって、「青税」=「アカ」=「共産主義」の図式がまかり通っている。日本人は「アカ」というレッテルを付けられることは非常に弱い。時の為政者はこの「アカ」攻撃を巧みに用いて新勢力の抑圧・排除を行ってきたのである。

実は私も全青税の個人会員となるに当っては、多少の不安と偏見を抱いていた。初めて全国大会(84年・千葉)に参加したときには、まさに「敵地にのりこんだような張りつめた気持ち」(全国青税連第67号20頁・秋元会員)であった。

今ではこの私でも、全青税が「アカ」でも「共産主義」でもなく、普通の民主的税理士の集まりであることは、身をもって説明し得る。

「地方」の税理士は、多くは青税のもつ悪いイ

メージに惑わされ、いわゆる喰わず嫌いの状態にあると思われる。それは過去に青税に対し執拗な中傷があったということである。また、それに対する青税側の反論および自己PRが十分でなかったということでもある。言葉をかえて言えば、青税の主張は大都市部には届いたが、「地方」には及ばなかったということである。そこで青税が今後その組織を拡大するためには、何よりも自己PRに努めが必要であると思う。

例え、浅学を顧みず言うならば、試験合格者に対して合格祝賀パーティ兼入会勧誘は毎年行

っているようであるが、その後未入会の税理士に対してそのフォローは行なわれているのであろうか。会報やスローガン等のパンフは、時には未入会の税理士に送付されているのであろうか。研修会、討論会等は未入会の税理士に対しても参加勧励をしているだろうか。これらの点は、一度執行部において検討していただければ幸いである。

ともかく、青税の主義主張を一般の税理士にくりかえし理解してもらうことが大切である。このような『下地』のないところでは、未組織地域における組織化はなかなか困難なものと思われる。

牛島税理士訴訟の事実と争点

—与田レポートに応えて—

牛 島 昭 三

1. はじめに

税理士業界の知性と良識を代表する「全国青税連」67号と「税経新報」280号に、与田光雄氏の「税理士会の総会と裁判風景」と題する一文が掲載されている。(以下与田レポートと略す)

その中に牛島税理士訴訟の84年7月12日の法廷の傍聴記として次のように書かれている。

「第11回公判では、証人は永野寿一前会長。之に対して、原告側代理人加藤修弁護士の証人尋問が展開されていた。

昭和54年9月に、南九会税政連から、自民党に2,500万円、社会党に1,000万円、民社党に500万円の政治献金がなされている。

被告代理人の松岡弁護士は、南九会が特別会費を何に使うかは、南九会の勝手でしょうと聞き直れば、一方、原告は、自民党なんかに献金出来ませんとくるし、他方被告は、共産党なんかに負けてたまるかと文字通りの泥試合の風景であった。」

この文章を見て私は全く驚いてしまった。どこから事実無根の空想的な傍聴記が書かれたのだろうかと思った。原告である私にとっても、また、恐らく被告側も迷惑至極な傍聴記であろう。

与田氏が、はるばる福岡から熊本地裁まで取材にお見えになった労は多としながらも、フィクションの物語ならばともかく、実名を上げての取材、傍聴記である以上事実は正確に伝えていただき

いものである。

周知のように、私はこの訴訟で、掲載された両誌の読者の熱いご支持の下に闘っている。この点からも与田レポートの事実を無視した妄想的ともいえる内容を指摘し、併せて訴訟の争点を正確にしておきたい。

2. 取材は正確に、事実と争点

与田レポートの誤りは次の点にある。

1. 南九会税政連は、与田レポートの言うように自民、社会、民社の各政党に合計4,000万円の政治献金を行った事実はない。

これは、被告である南九州税理士会がいうのではなく、原告である私が言うのであるから、間違いはない。会員1,000名余の被告にはそんな巨額の政党献金を行う資金はない。原告、被告の争点の一つは、会員一人当たり5,000円、総額511万円の特別会費の目的と使途である。その使途についていえば、この資金の一定額が日税政の1億7千万円の賄賂性政治献金と相呼応する形で熊本県を除く南九州3県で54年9月を中心に政治家個人、または、後援会等に献金されている。

これは、5年近くになる訴訟の中で原告側が苦心の未明らかにしたもので、昭和59年11月1日付の被告準備書面でも概略この事実を認めている。

与田レポートの4,000万円と訴訟当事者間で一致している特別会費総額511万円とでは8倍近く

の大差があり、会計専門家のレポートとして誠にそぐわない。また、その使途も政党には行われていない。

(私の察するところ、与田氏は、日税政の1億7千万円の政治献金のうち4千万円が自民、民社、社会の3党に献金されたことを南九州税理士会と混同しておられるのではないかと思われる。)

つまり、与田レポートでは、訴訟で争点になる筈もないことを妄想的に争点と前提している。

2. 「原告は、自民党なんかに献金できません」、「被告は、共産党なんかに負けてたまるか」等の低次元の証人尋問や論争もない。永野寿一前南九会長に対する尋問の要旨は前述の会員1人5,000円の特別会費の総会への提案の趣旨、日税政と連動してのその使途、特殊公益法人たる税理士会が政治献金目的の会費徴収の是非・原告に対する選挙権等の停止における適正手続の欠如、そして二重処分ともいえる会員権全面停止予告との矛盾等々であった。

(読者の便宜のために、近く当日の永野証人の尋問調書が裁判所より到着すると思われる所以希望に応じて実費でお送り出来る) 与田レポートのいうような原告・被告の論争や尋問であれば結局のところ、原告・被告とも強制加入団体である税理士会において政治献金の徴収決議を行い、特定政党に献金することでは同一の主張となる。

税理士会での強制徴収による政治献金は、公序良俗に反する決議であり、個人の思想信条の自由を侵すものである。強制加入制の特殊公益法人においては如何なる政党、政治家に対してであれこのことは厳格に禁止さるべきことである。我々は、正にこのことについて争っているのである。与田レポートの視点からでは、本件訴訟の争点、訴因は存在しなくなる。

税理士会は、どんな政党に対してであっても政治献金を強制することはできない。これは、税理士の人権と自由を守ることであり、結果的には納税者の権利擁護の課題である。

3. 与田レポートは最後に、業界で争われている三つの訴訟について「感心した風景ではないこと、したがって裁判官も時によって勧める様に、双方話し合いによる和解への努力こそ「明るくて、美しい風景」への道に通ずるであろう。」とまとめている。

しかし、牛島税理士訴訟においては、「裁判官も時によっては勧める様に」などの和解勧告は一度もない。ありもしない裁判官の和解勧告を我々は断りようもない。

与田氏が自ら画いた美しい風景へのこじつけとして、妄想的に裁判官の和解勧告をもち出している。このことは、与田氏自身が、自ら美しい風景のキャンバスを汚す結果となっている。

4. 些細なことであるが、被告代理人に与田レポートが言う松岡弁護士はない。被告側弁護士は増岡章三・對崎俊一、これに最近竹中良治氏が加わり三弁護士となっている。

5. 与田レポートは、以上に指摘したような空想、または、妄想のつみ重ねの当然の結論として、牛島訴訟は「泥試合の風景」であるとの評価を行っている。評価は、与田氏の自由の問題である。しかしその評価に対する批判の自由もまた存在する。

それでは本件訴訟などについての私の評価を述べて見たいと思う。

3. 牛島訴訟と税理士会

古いことになるが、昭和31年6月税理士法が改正され、それまでの民法34条の社団法人としての税理士会が、税理士法に基づく特殊公益法人となり、税理士の加入も任意から間接の強制加入となり今日に至っている。これを審議した第24国会では、強制加入は結社の自由、職業選択の自由に抵触するとの議論もあり各派共同の付帯決議が次のように特に行われている。

「税理士会への強制加入制度は、税理士の品位並びに社会的地位の向上を計ることによって納税者の権利を擁護し、税務行政の適正を期待するを本旨とするものであることにかんがみ、その運営が中正かつ民主的に行なわれるよう政府並びに税理士会において格段の措置を講じられたい。」この国会決議では、税理士会の公益性と、強制加入制から会の政治的中立と民主的運営が強調されている。当然に税理士会の政治的中立と会員の思想信条の自由の擁護は一体のものである。本件の訴訟は、右の税理士の人権の尊重と、税理士業界の進歩、改善のためのものであると自負している。したがって、また、泥試合ではなく金権政治に対する全国の税理士の良識の訴訟であると位置づけている。

諸先生のご理解とご支援を訴える次第である。